

令和 6 年

第 3 回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和 6 年 4 月 25 日
至 令和 6 年 4 月 25 日

飯 舘 村 議 会

令和6年第3回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	4. 25	木	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

令和6年4月25日

令和6年第3回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和6年第3回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年4月25日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和6年4月25日 午前11時00分				
	閉会	令和6年4月25日 午後2時12分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤真弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	4番 佐藤真弘		5番 佐藤一郎			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書記 伊藤博樹		書記 小林徳弘	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	荒真一郎	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	会計管理者	庄司稔	○	農事業務局会長	三瓶真	○
	選挙管理委員会 書記会長	村山宏行	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
代表監査委員	高野孝一	△	選挙管理委員 会長	伊東利	△	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年4月25日（木）午前11時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第30号 令和6年度飯舘村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第31号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設設置条例
- 日程第 6 議案第32号 飯舘村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第33号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第34号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第35号 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）農業用排水路施設等補修工事（笹峠第2ため池）請負契約について
- 日程第10 議案第36号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大宮作ため池）請負契約について
- 日程第11 議案第37号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（百目木ため池）請負契約について
- 日程第12 議案第38号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事（笹ノ沢第1ため池）請負契約について
- 日程第13 議案第39号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約について
- 日程第14 議案第40号 土地の取得について
- 日程第15 議案第41号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） ただいまの出席議員10名。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件4件、その他案件7件、計12件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が4月11日に広報編集のため開かれております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和6年2月、3月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出議案第30号から議案第41号を一括し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日、ここに令和6年第3回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ

る、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、一般会計補正予算と税条例の一部改正、営農再開支援水利施設等保全事業等の入札が終了し、仮契約を締結いたしましたので、併せてご承認いただきたく招集したものです。

それでは、提出いたしました議案についてご説明いたします。

議案第30号は、令和6年度飯舘村一般会計補正予算(第1号)です。既定予算に510万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を130億9,810万2,000円としました。この財源には、国県支出金、基金繰入金等を充てております。

議案第31号は、飯舘村新規就農者技術習得管理施設設置条例です。この条例は、飯舘村新規就農者技術習得管理施設の新設に伴い、施設の設置及び管理について条例に定めるものです。

議案第32号は、飯舘村税条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、飯舘村税条例の関係する条項を改めるものです。

議案第33号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、飯舘村国民健康保険税条例の関係する条項を改めるものです。

議案第34号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者に対する令和6年度の固定資産税及び軽自動車税について、帰還困難区域は引き続き減免を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第35号は、営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)農業用排水路施設等補修工事(笹峠第2ため池)請負契約についてです。4月19日に9者による指名競争入札を行った結果、荏原実業株式会社東北営業所が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は6,325万円です。

議案第36号は、農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(大宮作ため池)請負契約についてです。4月19日に9者による指名競争入札を行った結果、濱田建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億6,280万円です。

議案第37号は、農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(百目木ため池)請負契約についてです。4月19日に9者による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は7,480万円です。

議案第38号は、農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(笹ノ沢第1ため池)請負契約についてです。4月19日に9者による指名競争入札を行った結果、後藤建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、

契約金額は1億4,850万円です。

議案第39号は、農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約についてです。4月19日に9者による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。なお、契約金額は1億1,385万円です。

議案第40号は、土地の取得についてです。4月1日に商業施設整備事業の用地買収がまとまり、仮契約を締結いたしましたので、その土地取得について議決を求めるものです。なお、取得金額は7,115万円です。

議案第41号は、飯館村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定についてです。飯館村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者について、飯館村草野字マタタ川4番地13、一般財団法人飯館村振興公社を指定したいので、議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は令和6年5月1日から令和8年3月31日までです。

以上が、提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時09分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時10分）

◎日程第4、議案第30号 令和6年度飯館村一般会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第30号令和6年度飯館村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質問いたします。

まず1点目、歳出の項目であります。13ページ、企画費であります。今回、一般報償、研修旅費という形で上がっていますが、当初予算の中ではなかったものが急遽計画が入ってきたと思うんですが、こちらの詳細について伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 13ページ、企画費でございます。これは第7次総合振興計画をこれから進めていかなければならないということで、そのために、まずは一般報償ではアドバイザー報償、これは今後、総合計画の策定についての基礎、ベースの部分をどういうふうに計画を立てていったらいいか、策定委員という体制もありますし、民間にある部分については委託という考え方もあります。また、先進地の研修とか、そういったことも必要なのではないかと。そういった計画全体的な部分のアドバイスもいただきながら、しっかりとした体制をつくって計画を立てていきたい。そのためのアドバイザーの報償を取ったところなんです。

またその下、研修旅費であります、これはまずは担当職員が先進地等の研修をしていく必要があるということで、全体的な策定委員とか、そういった体制策定の前に職員の研修が必要だということで、旅費を計上させていただいた部分であります。

それから、その下の借上料、通行料、駐車料、それから講習等の負担金、そういったものについては研修先の移動費、あとは研修先の資料等の講習を受けるための負担金というもので、全体的にこの企画費の部分については、第7次総合振興計画策定に向けた予算ということでございます。

以上です。

3番（横山秀人君） では、そのアドバイザーについてはどなたが任命される予定なのか。また、どのような選定基準でそのアドバイザーの選定をしたのか、伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） アドバイザーについては、あまり遠くでない方、つまり県内の大学教授等を想定して依頼しようということで、今のところ検討しているところであり、あります。

3番（横山秀人君） 第6次総合振興計画後期計画の策定については、スケジュールがどうしても様々な理由で遅れてしまったと認識しております。今回、早めに第7次がスタートするというところでありますが、こちらは後で資料で結構なんですけれども、今後の第7次の策定までのスケジュール、概要で結構ですのでお知らせいただければと思います。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

6番（渡邊 計君） 横山議員と同じ13ページの研修旅費ですが、これ研修旅費ということは行き先が決まっているので、計画、金額が出てくるわけなんですけれども、今の説明ではそれがなかったんですが、研修先はどこになるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先進地の研修先であります。今考えている部分では、高知県の土佐町、それから同じく馬路村、それから徳島県の上勝町の研修を予定しているところであり、あります。

6番（渡邊 計君） 今、3か所ほど出たんですが、3か所全部回ってくるということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） せっかくの研修でありますので、3か所研修してきたいと考えているところです。

6番（渡邊 計君） この45万4,000円、何名で行く予定でしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 研修、3名で行く予定でありまして、移動の部分も考えて正味4日間必要だということで考えているところです。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 同じページ一番下、道路愛護会交付金。これ一番最後の、次の15ページの河川愛護会交付金と同じで新規事業ということの説明だったんですが、これは、これまでの住民参加型のいろいろやってきたわけですが、それと同じやつで名前が変わったということだけなのか、そしてまた名前を変えた理由は何なのか、説明願います。

建設課長（高橋栄二君） まず、13ページの道路愛護会交付金でございますが、これは歳入のほうで県支出金のほうから入ってくるということになっておりますが、こちらは国県道の

住民参加による草刈りの費用になります。行政区委託による費用になると。今回補正させていただいたのは、年度が変わって労務単価が上がったために、県のほうから示された額が我々予算を計上していた額よりも多く来たということで、この差額分を今回補正をさせていただくということになります。

続きまして15ページ、河川愛護会ですね。河川愛護会交付金でございますが、こちらも震災前に県管理の河川について草刈りを県委託金を受けて行っていたというところでございます。これが震災後初めて県のほうから支出金を頂きながら、河川についても草刈りを実施してまいりたいということでの、いわゆる震災後新規となる事業ということになります。

以上でございます。

6番（渡邊 計君） それで新規事業ということで名目が愛護会、何か私初めて聞いたような気がするんですけども、この愛護会というのは新規事業のために新しく名目、名づけたというか、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 実は震災前から道路愛護会、河川愛護会という組織立てがありまして、そちらのほうで団体として受けて、住民の参加による経費に充てていくという流れがございまして、そちらの形で河川愛護会、道路愛護会ということで、そこで受けて支出するという流れとなっております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第31号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設設置条例

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第31号飯舘村新規就農者技術習得管理施設設置条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 飯舘村新規就農者技術習得管理施設について質問いたします。こちらの施設については飯舘村の農業復興に係るものであり、議員としてもとても期待しているところであります。質問といたしましては、こちらの施設の年間の想定利用者数、また目的であります新たな担い手を発掘する、例えば目標人数。また、交流を促進するとありますので、例えば交流の場の回数とその目標値等が決まっているのであれば、教えていただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 新規就農者技術習得管理施設の目標であります。利用回数

等については、改めてこれだけの回数を使うという設定は、今のところしているところではございません。こういった研修をしたいという要望があれば、どんどん研修を受け入れたいということでもありますし、また産業振興課になります。JA、それから農業普及所関係と調整をしながら研修体制をつくって、できるだけ大きな人数を研修をしていただきたいという考えでありますので、そういった部分についての数字としては、利用回数としては設定をしているものではありません。ただ、これからの新規就農者の目標人数、10年間で10名以上は新規就農者として定着していただきたいという目標を持ちながら研修を進め、それが最低の目標でありますので、より多くの新規就農者をつくっていききたいという目標を持っているところであります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） この設置することでの内容理由にあるように、基幹産業の復旧復興のための施設というふうに理解しますが、規則定めて利用推進するんでしょうが、現状で考えられる活用の広さといいますか、方法ですね。そして今ほど答弁もありましたけれども、新規就農者の10人の目標があるというお話ですけれども、それ以外に成果として求めるものは何かあるんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの施設の利用の範囲といいますか、そこについてお答えいたします。

もちろんこの施設は、新規就農者技術習得管理施設ということですので、こちらの利用に当たっては穀物、野菜、花卉等の技術に関する研修であるとか、あるいは畜産技術の向上に関する研修、そうした各種研修の開催、または村内に農業関係の関係団体がございまして、そうした団体が開催する会議やイベントなどの会場としても利用が見込めるのではないかと考えております。そうした意味でいきますと、目標として先ほど令和14年までに10人という形の目標を、一応交付金申請上は立てているところでありますが、そうした新規就農者の獲得のほかに、農業を通じた村内での交流という意味での成果も見込めるかと思っていますところでもあります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第32号 飯舘村税条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第32号飯舘村税条例の一部を改正する条例を議題としま

す。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、この税条例改正について質問いたします。

まず確認であります、この1人1万円の減免についてご確認ください。例えば納税がゼロの場合、もちろんない。あと、例えば納税額が3万円であったと。そうすると4人扶養が全員でいったら4万円なんだけれども、3万円しかなければ上限3万円までという認識でよろしいでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今回、定額減税で課税額よりも引き切れない場合、減税額の多い場合は、調整給付として足りない分を給付金でお支払いするということになっております。以上です。

3番（横山秀人君） そうしますと、足りない分の給付金につきましては、補正等がこれから行われるという認識でよろしいでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） まずは令和5年度の給付金の残金を、現在繰越明許で翌年度に繰り越しております。今後、課税計算をしまして最終的な減税額、それから調整給付に必要な金額が出ましたら補正予算で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 最後の質問になります。そうしますと、合計所得が1,805万円以下の世帯であれば必ず4万円、合わせて4万円の減税、もしくは収入という形の認識でよろしいでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 基本的にそのとおりなんです、調整給付につきましては、端数は切り上げて1万円単位で給付するということになっております。ですから、必ずしも減税額と同じということではなく、減税額以上に給付される可能性もあるということでございます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

6番（渡邊 計君） 説明書の2ページに書いてあるんですが、これ令和6年度ということですが、それと次、3ページのほうに固定資産税は令和8年まで3年間ということですが、減免に関して今のところ政府、令和6年度ということは7年度にこの減免がなくなれば、この条例は来年度また元に戻すという形になるんですか。

住民課長（荒 真一郎君） 条項上、令和6年度の村民税にと明記しておりますので、令和6年度のみ減税となります。

以上です。（「来年度は条項が戻るのかという」の声あり）

戻すことなくそのままという認識でおりますが、なお分かり次第またご連絡、確認いたします。すみません。

6番（渡邊 計君） 今、条例戻すことはなくと言ったけれども、この条例、新たになる改正前と改正後で変化がある場合、6年度の減免に関して変化があるから新しい条例がずっと出てきているわけですがけれども、来年度この減免がなければ前の改正前の条例に戻るんですかと私聞いているんです。

住民課長（荒 真一郎君） 条文には、令和6年度分の個人の村民税の特別税額控除と記載しております。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後1時29分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午後1時30分）

住民課長（荒 真一郎君） 今回の定額減税であります、令和6年度分の個人村民税ということで、来年度になりましてもこの条文は残るということで、1年間の適用というふうになっております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第33号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第33号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） この条例改正によつての村民の中での対象となる方と、影響はどのようになるのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 令和6年度の国民健康保険税は、6月課税ですからこれから算定するものであり、令和5年度の限度額超過世帯でいますと7世帯が該当しております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番（横山秀人君） 質問いたします。この改正については全国一律ということによろしいでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今回の地方税法等の一部を改正する法律等でありますので、全国一律の改正となります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第34号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第8、議案第34号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) こちらは長泥地区の帰還困難区域が解除されたところによる減免であります。何年度までこの減免が適用される予定なのか、確認いたします。

住民課長(荒 真一郎君) 先に避難指示が解除されました19行政区は、避難指示解除から3年間、それぞれ償却資産、軽自動車の小型特殊自動車、いわゆるトラクターを減免してまいりました。したがって、今回の長泥行政区の解除区域におきましても、同様に令和6年度から8年度までの3年間の減免を予定しております。

以上です。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第35号 営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)農業用排水路施設等補修工事(笹峠第2ため池)請負契約について

議長(高橋孝雄君) 日程第9、議案第35号営農再開支援水利施設等保全事業(飯舘西部その1)農業用排水路施設等補修工事(笹峠第2ため池)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) こちらは今、営農に支障を来しているということで補修工事が入るわけですが、まずこちらの工期と、あと営農再開、この水路を利用している田については、いつから営農再開ができるのか確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） 笹峠第2ため池の工期でございますが、12月20日までの工期を予定をしております。その工事が終わって水がたまれば活用ができるのかなという認識をしております。

3番（横山秀人君） そうしますと、来年度はこの水を利用して稲等が作れるということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） ため池の機能としてはそのような認識をしております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第36号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大宮作ため池）請負契約について

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議案第36号農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（大宮作ため池）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） こちらのため池については、下流域のほうで既に営農が再開されていると思いますが、この工事を行うことによって例えば作付に影響があるとか、そういうことはありますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 工事を進める際に、まずため池の管理者の方と協議をしまして、作付に支障とならないということを確認をして進めているという状況でございます。

3番（横山秀人君） そうしますと、これは補修工事を行いながら例年どおりというか、今の状況のとおり作付ができるということでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） そのように認識をしております。

3番（横山秀人君） 今回、放射性物質対策ということで水を抜いたと思うんですけども、これは例えば次年度以降、何かしら、1年田んぼ休まなきゃいけないとか、何かそういう特殊な規制等はあるのでしょうか。

議長、再度質問してもよろしいですか。もっと分かりやすく。すみません。

先ほどの比曽地区の修繕工事と違って、今回本当に田んぼのすぐ上で放射線対策の工事が行われるわけでありまして。そうしますと、下のほうに何か影響があるのかどうか心配なところがあります。どのような対策を取って、今の作付のところに放射性工事による影響

がないような対策を取るのか、確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） 工事を進める際に、まずもって上水はそのまま下げていって、あと上から来るため池にそもそも入っていた水については、仮水路ということで回してため池の中を通さず、水の流末の側に水を回す仮排水を回します。さらには、工事の際出た水についてもベクレルを管理しながら、ため池内からそういったものが出されないような管理をしながら、工事のほうを進めていくということを考えております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 今日、区長会資料をもらいました。この議案については区長会の資料で報告されています。議案36から39まで、大変村にとっては大切な事業なので、何にも反対される予定はないでしょうけれども、議会決議が何ら審議もされないうちに、もう既にやるかのような資料提出されているので、この議案決議というものをどういうふうに考えておられるのか一つお聞きしたいのと、あとは、これまでのため池放射性物質及び補修工事、多々何十か所やられてきましたけれども、やった工事の中での何か工事やるための教訓とか、そういうものは、やった上司なり村として監督責任している中であるものなのかどうか。今回この4か所やる成果の見通しなんかはどのように考えてこの工事請負契約されているのか伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 行政区会への資料に予定として記載をさせていただいたということになります。このたび入札によって仮契約の締結ということになりまして、今回の議会のほうに議案として上げさせていただいたということでございます。さらに今回の、今まで取り組んできた中でのということから申しますと、今回ため池の放射性物質対策工事と、そのため池に補修工事等がある場合には1つの工事として発注をしながら、営農に向けた影響を少しでも少なくしていくという形を採用してございます。

さらには工事を進めるに当たって、その効果というものは、ため池を管理していく際に放射性物質に関する影響等が少なくなって、少しでも安全な形で作業が進められるというところに期待をしているところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 何十か所の工事やった中での特別な教訓は、そうするとないと。繰り返し繰り返し場所が違うので、同じことの繰り返しをやっていると。その中で得た教訓なり、肝腎なこの部分はずっと取ったほうがいいとか、そういういろんな教訓はないということですね。何十回かやる中で請負契約の変更なんかも何回かやっていますけれども、そういう教訓的なものは特につかんでいないということですか、村として。発注する村として。その点と、予定として区長会に報告したんだと。これ案件ですから、みんな必要だと思っていることなので問題にはならないんですけども、この案件が否決されたら、もう1回再度区長会を緊急に開いて、また報告し直すという格好になるのか。議会の決議と区長会との関係ね。もうここ何十年、これ震災直後、何か変な形で来ているんですけども、きちんと議会審議され、議会調査され、そして決議されてから区長会という中で、私は行政執行としてはいいんだと思うんですけども、何か決議もしていない、審議もしていない、議案調査私どももしていないうちに区長会で報告されているというのが、非常に議会軽視に

なっているのかなと。今までやっていたからそれでいいんだというやり方は、やっぱりきちんと見直してほしいなと思うんですけども。

建設課長（高橋栄二君） 教訓という部分でございますが、示された基準の中でその基準のとおりに進めていく中で、放射性物質を極力下げていくという基準でやっているところがございます。そこから得られる教訓という部分については、先ほども申しましたように補修工事と放射性物質対策工事を合わせていくということも、工夫をしながら進めていっているところがございます。

副村長（高橋祐一君） ため池工事、震災後、解除後もかなりの場所をやっていくというところで、ほかの自治体でも県内の中でも進んでいるところでもありますけれども、村の場合については、水を抜いてしゅんせつという形でやっております。そういう中では、その都度線量を測って8,000ベクレル以上の部分についてをしっかりと判定できるという効果があるかなと思います。教訓としてはそういう部分を、当初の計画であった部分をしっかりと工事の中でもう一度測り直して、8,000以上のものについては撤去するという形で進めています。ただ、工事の中での教訓というか問題点としましては、やはり含水率が高いというところがありまして、それを凝固させる資材等に費用がかかるという部分と、一時そういう資材がなかなか入ってこなかったという部分を、今後資材の手配をしっかりとしていくという方向で進めている中では、順調に進んできているのかなと思っています。

あと、行政区長会への周知というところでありますが、このため池工事以外にも、基盤整備促進事業の中での水道工事等も明示されております。基本的には、当初予算のベースの中で今年度事業を進めていくという形での通知になっているかと思っておりますので、議会軽視ということではなくて、年度内での事業の計画の中でという形で明示してありますので、ご了承願いたいというふうに思います。

8番（佐藤八郎君） 横山議員からもあったんですけども、水なり泥水を抜く場合、最初の頃のため池の放射性物質除去工事は、放射性物質を吸水するもの、水の抜け口とか、ある程度の堀に入れてやったようなときもあったんですけども、当初ね、当初。最近はそれやめたようですけれども、だから今、副村長から言われた資材の関係とかいろいろ諸事情ありますけれども、やっぱり過去に何十か所もやってきているわけですから、教訓として残っているもの、つかんでいるものはきちんと示しながら、業者とよりよい工事をきちんとしていくということをしつかりしていただきたいと思います。

あと議会軽視の問題ね。やっぱり区長会も臨時議会も、予定を組んでいる執行者は責任持ってやっているわけです。両方の関係からいえば1日置くとか2日後に区長会やるとかというのは十分可能なんです。だから、そういう工夫をひとつしていただきたいし、議会としては事前にやったり報告してもらおうと、何か議会より区長会が早く情報が入っていくというふうになっていくので、ちょっとこれ震災後、そういう何か変わった形になってきて、きちんと今日の臨時議会で決議されれば、こういう予定で進めますとなっていればいいんですけども、予定ですからそういうことなんですと言われれば、そういうことになりますけれども、その辺配慮していただきたいなと自分としては思っております。

総務課長（村山宏行君） 今回の議案出させていただいているのは契約案件ということで、い

いわゆる仮契約が済んだその金額、それから業者についての議会への報告という形になりますので、区長会のほうには、あくまでも先ほど副村長が申し上げたとおり予算書ベース。今年度どういった工事を予定されているか。当然、行政区の皆さん方には利用計画があって、そこで説明もしているわけですので、今回このような形で進めますよ、予定をされていますということでの周知をさせていただいたというところでございます。当然、その中で工事の金額と、それから業者等も以前の段階での、いわゆる予算書ベースでのお話でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（高橋孝雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

1 番（飯畑秀夫君） ため池の原子力発電所事故による放射線物質に汚染された8,000ベクレルを超えるものを取るということですが、これ掘削の深さですか。この工事にすれば35センチと55センチとありますが、その基準としまして今8,000ベクレルを超えるもの、それをやるに対してはどの範囲で調べているのか、面積的に何か所やっているとか、お聞きいたします。

建設課長（高橋栄二君） この工事を進めるに当たって、設計をするに当たって調査をしながら、8,000ベクレル以上あるのかどうかという確認をしながら設計をしていくわけなんです。水があるので、船等を浮かべて上流、中流、下流という3か所について装置を使って沈めて、その土を採取をしてベクレル等を確認しながら、この範囲と深さについて設定をしながら設計を進め、工事を進めていくという内容でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6 番（渡邊 計君） 先ほど佐藤議員からもあった区長会のほうが話が先だということ、これ私議員になって、まだ飯野に行政が避難しているときに私も1回上げているんですよ。そのときも区長会のほうが議員よりも先に説明があって、区長のほうから、こういうことなんだけれども内容説明してくれと言われちゃって、いや、我々のところに来ていませんよということがあって、その後、大分執行部のほうでも注意してやってきたみたいなんです。ここに来てこういうことがあって、いや、予定の上だからと言われても、議会側からすれば、なぜ執行部のほうが予定にしても先に行くんだと、そういう懸念が生まれるので、今後できるだけ議会を優先してやるべきではないのかなと思うので、ここで意見を言わせていただきます。答弁は結構です。

副村長（高橋祐一君） 行政区のほうへの周知が早いというご指摘でしょうが、当初予算の予算審査の中でも、しっかりその部分は説明してあります。また、当然予算編成の際には行政区のヒアリングを行いながら来年度の工事の計画、予算書を立てているという状況になっております。そういう中で当初予算が確定した段階で、ある程度行政区のほうについては、今年度の事業の見込みとして周知をしているところでもあります。また、新たにこういう形で議決された案件については、改めて議決後、行政区なり水利組合の方に業者名、工期等の周知をするという流れになっておりますので、当然議会が決議されなければ業者や工期が決まりませんので、そういう部分はしっかり議会の議決を得て地元で周知をしているところでもありますので、問題なく進められるのかなと思っております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第37号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯館西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(百目木ため池)請負契約について

議長(高橋孝雄君) 日程第11、議案第37号農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業(飯館西部その1)ため池放射性物質対策及び補修工事(百目木ため池)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第38号 農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(笹ノ沢第1ため池)請負契約について

議長(高橋孝雄君) 日程第12、議案第38号農業水利施設等保全再生事業ため池放射性物質対策工事(笹ノ沢第1ため池)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第39号 農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約について

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議案第39号農業水利施設等保全再生事業営農再開支援水利施設等保全事業（飯館西部その1）ため池放射性物質対策及び補修工事（田尻ため池）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 確認いたします。こちらの田尻ため池の水を利用している場所というのを具体的に教えていただけますか。

建設課長（高橋栄二君） 田尻浄水場の水源の一部ともなっております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番（横山秀人君） この事業が営農再開ということだったものですから、田尻ため池、私も1回しか行ったことないのであれなんですけれども、水はどちらのほうに流れて、どの農地のほうに利用されるのかなというのをちょっと確認したかったものです。まずこれが1点質問ですね。

あとは、こちらの水については通常、村の水道水にも利用されるという今の回答だったのかなと思うんですけれども、それでよろしいのか再度確認いたします。

副村長（高橋祐一君） この部分につきましては、かなり山の中にあるため池でございます。そして今、旧臼石小学校のところ、新田川の右岸側の田んぼのほうに水が流れて、そこをかんがいするという形になっております。あとはこの事業、農業用のため池でございますが、主としては農業用の施設でありますけれども、そういう浄水の緊急的なときに活用するというところでありますが、取りあえず農業用のため池として今回やっていくという形になります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第40号 土地の取得について

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第40号土地の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） まずこの買収金額についての確認であります。土地評価があった上だ

と思うんですけれども、道の駅のときも売買があったと思うんですが、道の駅と比べて同程度の相場なのか確認いたします。

すみません、議長、もう一度。今の私、突然の質問だったものですから資料等必要だと思いますので、後でご報告いただければと思います。

再度質問いたします。このような形で村の復興施設のために譲渡して得た所得に対して、何か税の特例等があるのか確認いたします。

住民課長（荒 真一郎君） 今回の土地取得に関しましては、東日本大震災に係る特例措置として、被災市町村の土地を地方公共団体等へ譲渡した際の譲渡所得からの2,000万円の特別控除が適用となります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

副村長（高橋祐一君） 今、土地の値段的な部分で道の駅との比較ということでありまして、道の駅の部分に関しましては、そもそも農地という形でございます。この部分も実際的には登記上は田という形になっておりますけれども、現況地目でいくと宅地ということなので、不動産鑑定の評価をしっかりとしまして宅地評価でやっていきますので、ちょっと道の駅との単価の比較にはならないのかなと思っています。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第41号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定について

議長（高橋孝雄君） 日程第15、議案第41号飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 飯舘村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を読みますと、基本的には公募、指定管理者は公募なんですけれども、場合によっては公募によらずということの記載がございますので、今回の一般財団法人飯舘村振興公社は公募によらずということで、こちら理解しております。まず確認ですが、この条例の中では、公募によらない場合であっても申込みをこの振興公社さんから受け、そしてその申込みに対して、この条例で決まっている選定基準を確認した上で、そして今回の議案として上げるということに、この条例の中では手順が決まっているわけですが、実際このような流れで行われているのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 新規就農者技術習得管理施設の指定管理であります。事前に振興公社のほうと既に協議をさせていただいて、振興公社を指定管理者という位置づけにするという部分については、隣接します農林漁業体験実習館「きこり」を今既に振興公社のほうに指定管理者として指定をしておりますので、一体的に管理していただく必要性もあるということで、事前に協議をする中で指定管理者として今回指定したいという結論に至ったところでございます。

3番（横山秀人君） 一つ、この選定基準の中に、施設を安定して行う人員の確保というのが選定基準になっております。昨日の行政区長会に配られた資料の中には、本当に飯館村で募集をかけても、なかなか求人が埋まらないという状況というのが見受けられます。そういった場合に、この人の部分、宿泊等も伴えば本当により多くの人の確保が必要だと思っておりますが、その点について、村から振興公社にどのような確保をするのかという根拠については伺っていますでしょうか。選定基準である一つの、この選定基準の根拠はきちんと振興公社から説明を受けてのものでしょうか。

副村長（高橋祐一君） 振興公社のほうとは、今村づくり推進課長が言っていたとおり事前にいろいろ「きこり」の関係もあるので、協議をしてまいりました。そういう中で、「きこり」中で今人数を確保しながら進めております。ただ、やはり新たに施設が増えるとなったときに、どれくらいの人数が必要なのかという協議は当然行っております。そういう中で、出入りはありますけれども、4月になって3人ほどの雇用を増やして、その管理運営のほうにしっかりできる体制が整ったというふうに認識しております。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午後2時10分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） それでは、再開します。

（午後2時11分）

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議員派遣の件

議長（高橋孝雄君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時12分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年4月25日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 眞 弘

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 一 郎